

輪島市監査公表第 27 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成24年11月5日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成24年10月26日（金） 都市整備課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成24年度の監査資料（平成24年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成23年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 輪島市マリンタウン用地販売促進事業については、立地条件等から住宅用地販売実績は伸び悩んでいるが、県が整備する緑地が完成し地元産材を使用したモデルハウスが建築されれば、市民への大きなPRポイントとなる。今後も様々なアイディアを凝らし、販売促進に努力されたい。
- 各種の事業において、事業費が確定し不用額が見込まれるものについては、速やかに減額補正をしていただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 公営住宅使用料の滞納について

主に昨今の経済的情勢により、滞納額が増加していることであるが、滞納額削減に向けての具体的な対策を示していただきたい。